

Go - Con 2021

～江津市^{ごうつし}ビジネスプランコンテスト～

1. 趣旨

島根県江津市は、「GO▶GOTSU！山陰の『創造力特区』へ。」というスローガンを掲げ、自らの創意工夫で新しいものごとを創り出すことを積極的に後押ししています。

本コンテストは、江津にもともとある価値を地域に想い(意欲・情熱・優しさ)を持った小商いに変換できる人を呼び込み、または発掘することで、未来に向けて革新するチカラとそれを応援する風土を根付かせて「創造力カルチャー」をつくることを目的としています。

江津市の未来を拓くビジネスプランをお待ちしています。

2. コンテストの概要

◆**募集テーマ** 江津市の課題解決につながるプロダクトやサービス
江津市の地域特性を活かしたプロダクトやサービス

◆**大賞** 1名 ※対象者がいない場合、大賞が出ない場合もあります。

◆**賞金** 活動資金 100万円
※賞金の授与に関しては一定の要件があります。

◆**応募条件**

プランに本気で取り組むという情熱のある方、市内外問わずどなたでもご応募頂けます。

・これから起業しようとするプランで応募してください。ただし、今年度(2021/4/1～)から起業しているものは応募対象とします。

- ・個人若しくは団体、企業など、組織の法的な形態は問いません。
- ・第二創業(既に何らかの事業を行っている事業者がその業態の変更、または新たに別の事業への進出)も応募対象とします。
- ・過去大賞受賞者は出場できません。
- ・受賞後1年間は、江津市内を拠点に活動を実施すること。

※必ずしも本人が常駐する必要はありませんが、その場合は誰か1名以上、市内の事業所(本社、支社等)に常駐できる体制を整えてください。

◆**主催** 江津市

◆**共催** NPO 法人でごねっと石見、江津商工会議所、桜江町商工会、日本海信用金庫

3. 申し込み方法

◆提出物 ・応募フォーム ・資金/収支計画書

※募集要項や応募フォーム、資金/収支計画書(テンプレート)は、江津市ホームページ、または Go - Con ホームページからダウンロードしてください。また、その他

事業計画書等関連資料がありましたら添付してください。

(ただし、A4サイズ2ページまで(厳守))

Go - Con ホームページ



◆提出先 メール: go-con@tegonet.net

「Go-Con2021 担当者」宛 件名「プランタイトル(お名前)」

郵 送: 〒695-0011 島根県江津市江津町 1517 番地 35

NPO 法人 てごねっと石見 宛

◆提出期限 8月5日(木) 正午必着

◆応募に関する問い合わせ

NPO 法人 てごねっと石見(☎:0855-52-7130)までご連絡ください。

4. 選考方法

一次審査(書類審査)および最終審査(プレゼンテーション)を経て、受賞者を決定します。コンテストの審査にあたっては、事業のソーシャル性、モデル性、共感性、江津市とのマッチング等にかかる視点を重視し、選考を行います。

5. コンテスト審査員

企業経営者など数名を予定しております。

6. 選考スケジュール

(1) 公募【5月24日(月)～8月5日(木)】

応募フォーム、資金・収支計画書を記入し、【8月5日(木)正午必着】でメール若しくは郵送にて提出ください。一次審査は、提出書類に基づく書類審査です。事業概要などの添付書類については、**A4サイズ2ページまで審査の対象書類**と見なします。

◆収支計画書個別相談について

プラン応募予定の方には、資金・収支計画書の書き方等について江津商工会議所、桜江町商工会、日本海信用金庫からアドバイスをを行います。ご希望の場合は、NPO 法人てごねっと石見（☎:0855-52-7130）までご連絡ください。

(2) 一次審査結果の通知【8月末頃】

応募いただいた全ての方に対して、文書で結果をお知らせします。通過者につきましては、最終審査会(12月19日(日))に向けてプレゼンテーション用の資料を作成していただきます。

◆(一次審査通過者向け)ブラッシュアップについて

【9月24日(金)、10月22日(金)、11月25日(木)】

一次審査を通過された方に対し、支援機関(江津商工会議所、桜江町商工会、日本海信用金庫、NPO 法人てごねっと石見、江津市の5機関)や専門家によるビジネスプランのブラッシュアップにかかる様々な支援やアドバイスをを行います。原則ブラッシュアップに参加できない場合は選考の対象となりませんので、日程の確保をお願いします。

(3) 最終審査会【12月19日(日)】

一次審査通過者全員にプレゼンテーションを行っていただき、当日大賞受賞者を決定します(プレゼンテーションにかかる交通費、宿泊費は支給します)。プレゼンテーションに参加できない場合は選考の対象となりませんので、日程の確保をお願いします。

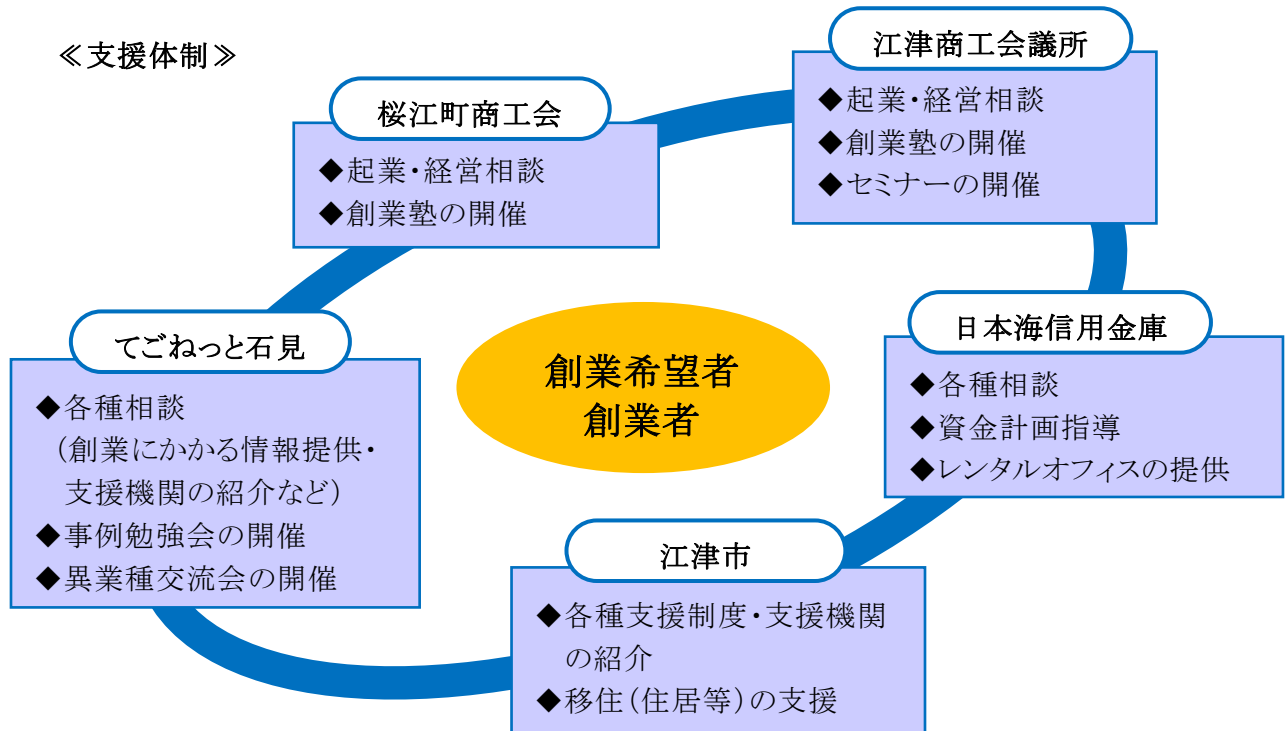
注意事項 (必ずお読みください)

- * 特許・実用新案権等の知的財産権、及び営業秘密やいかなるノウハウなどの情報の法的保護についても、応募者の責任において対策を講じた上で、一般に公表しても差し支えない内容でお願いします。江津市では本件に関していかなる責任を負わないものとします。
- * 提出書類は当コンテストの審査にのみ使用いたします。
- * 選考途中で知り得た、貴団体で対外公表されていない情報等は江津市として公表はいたしません。
- * 提出書類は返却いたしません。

■創業希望者への支援体制

本コンテンツに限らず、江津市、江津商工会議所、桜江町商工会、日本海信用金庫、NPO法人てごねっと石見が、それぞれの強みを活かして創業をバックアップしています。ビジネスプランの実現及びご自身のスキルアップのための各種支援を行うほか、どなたでもご参加いただける勉強会や交流会を開催します。

《支援体制》



《各種支援制度》

分類	制度名称	対象経費	金額等	実施機関 or窓口
補助金	江津市中小企業等競争力強化支援事業	新商品開発・付加価値創出事業	補助対象経費の1/2以内(限度額50万円)	江津市 商工観光課
		新規事業分野参入事業		
		販路開拓事業		
江津市地域商業等支援事業・小売店等開業支援事業(一般枠)	※エリア指定あり ※江津市中小企業等競争力強化支援事業との併用不可。	①一般枠 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費	2,000千円 (ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限) 補助対象経費の1/2以内	江津市 島根県 (窓口:江津商工会議所、桜江町商工会)
		②特別枠 ア 開店又は事業承継に要する経費 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 イ 特定創業支援等事業の受講等に必要経費 受講料、旅費 ウ 特定創業支援事業の受講等の後に必要となった経費 備品購入費、備品リース料、広告宣伝費	2,400千円 (ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限) ※一般枠の交付決定を受けた者が特別枠の交付申請をする場合、一般枠の交付額と合わせて2,400千円を上限とする。 補助対象経費の1/2以内	

江津市産業活性化支援事業	設備貸与制度補助金	公益財団法人しまね産業振興財団の設備貸与制度を利用する際に支払った保証金	補助対象経費の1/2 (限度額 50 万円)	江津市 商工観光課
	創業支援資金補助金	島根県中小企業制度融資による創業支援資金を利用した際に島根県信用保証協会に支払った信用保証料	補助対象経費の1/2 (限度額 20 万円)	
	新規開業資金等補助金	日本政策金融公庫が行う国民生活事業による新規開業資金若しくは女性、若者/シニア起業家支援資金若しくは新創業融資制度を利用し、約定に基づいて償還した利子	補助対象経費の1/2 (限度額 20 万円)	
分類	制度名称	対象経費	金額等	実施機関 or窓口
補助金	江津市ITしまね開業支援事業	県外でIT関連事業に従事している方で、IT関連事業所を開設する方の、開設経費の一部 ①事務機器、通信回線使用料 ②事業所、居住地の不動産賃借料 ③県内空港利用運賃 ④人材確保、育成に係る経費 ⑤新規雇用に対する助成	①～④ 補助対象経費の1/2 (各限度額 100 万/年) ⑤常用従業員 100 万円/1人、準常用従業員 50 万円/1人 ※最大3年間の継続補助	江津市 島根県 ※本事業はプレゼン審査を実施します。
	地域づくり推進事業(NPO設立)	研修費、NPO法人化の準備から設立、設置初期段階までに必要とされる経費	上限 30 万円	江津市 政策企画課
経営・技術相談	事業継続力強化アドバイザー派遣事業	経営等に関する専門的なアドバイスを必要としている中小企業者に対しアドバイザーを派遣。(但し、創業においては原則として法人は設立登記日、個人は事業を開始した日とする。予算の範囲内)	3 回まで (1 回あたり 4 時間程度)	江津商工会議所、桜江町商工会
	創業支援アドバイザー派遣事業	中小企業者に該当する事業の創業を目指す意欲のある者で、創業に際し専門家の助言指導が必要と認められる者を対象とする。(但し、要件、予算の範囲内)	2回まで (1 回あたり3時間程度)	江津商工会議所

ローン	地域活性化ローン「みらい」・「みらいⅡ」	日本海信用金庫の会員または会員資格を有し、創業の場合は、創業予定、または創業後5年以内の法人・個人事業主。 ※日本政策金融公庫との同時申し込み可	融資金額:1,000万円以内(創業の場合の当座貸越は300万円以内) 融資形式:証書貸付・当座貸越 融資利率:所定利率(変動金利)※優遇金利の項目あり 融資期間:当座貸越・1年以内(更新可) 証書貸付・運転資金7年以内(1年据置可) 設備資金10年以内(1年据置可) 返済方法:当座貸越・随時返済 証書貸付・元金均等返済 担保:原則として不要(不動産取得は要) 連帯保証人:原則として不要であるが法人は原則代表者のみ	日本海信用金庫
	ビジネスカードローン当座貸越根保証「ほっと300」	日本海信用金庫の会員または会員の資格を有し、当商品の定める基準を満たす法人・個人事業主。	融資金額:300万円以内(創業後1年未満、または白色申告を行う個人事業主は100万円以内) 融資形式:当座貸越 融資期間:1年または2年(要件により更新可) 融資利率:所定利率 返済方法:約定返済、または随時返済 担保:不要 連帯保証人:原則として法人代表者以外は不要	日本海信用金庫

	創業者支援資金 (島根県信用保証協会保証)	日本海信用金庫の営業地区内で新たに事業を開始する計画を有する方、または実質的に創業者に準じるものとみなされる方で創業のための資金を必要とされる方	融資金額: 運転資金 3,000 万円以内、設備資金 5,000 万円以内 融資利率: 1.35%(固定金利)…責任共有対象 1.20%(固定金利)…責任共有対象外 保証料: 0.20%～1.50% 融資期間: 運転資金 7 年以内、設備資金 12 年以内 返済方法: 元金均等返済(2 年以内の据置可) 担保: 必要に応じ要	日本海信用金庫
設備投資	リース	日本海信用金庫で創業資金をご利用される方、または融資をご利用中の方で新たに導入される機械設備のリースを対象。	リース金額やリース料は 応相談	日本海信用金庫
	設備貸与事業	中小企業が経営基盤の強化を図るために新たに導入する設備、経営の革新のために新たに導入する設備、創業者が事業を行うために必要な設備、公害防止設備	100 万円～1 億円(創業者は 100 万円～8,000 万円)	(公財)しまね産業振興財団